



様式第4号（第6条関係）

平成 28 年 8 月 31 日

富士見市議会議長 津波 信子 様

会 派 名 富士見市民ネットワーク
代 表 加藤 久美子

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務調査）を実施しましたので、報告します。

記

- 1 期 間 平成 28 年 8 月 26 日～ 28 年 8 月 27 日（1泊2日）
- 2 参加者名
加藤 久美子

- 3 場所（行政視察地・研修場所）
会場 富山県民共生センター・サンフォルテ 富山県富山市湊入舟町6-7
Tel.076-432-4500

4. 調査・研修事項

1日目 8月26日（金）

基調報告 生活保護「改革」と生存権の保障

～生活保護をめぐる最近の動きについて～

講師：吉永純氏 全国公的扶助研究会会長、花園大学教授

先ず、昨年の生活保護基準改正で平均10%下げの影響のデータが出された。これに伴い生活保護世帯の苦境については、アンケートの回答から実態を明らかにしている。世帯の生活費を削るだけでなく、社会関係の孤立に及んでいる。

「一億総貧困社会」ではないか、政府の言うトリクルダウンは総務省の家計調査から幻想ではないかと言及した。

また、政施動向のまとめとして貧困の拡大と深刻化、労働・社会保障の集中豪雨的改悪、一連の生活保護制度改正にふれ、特に生活困窮者支援は貧困の発見の役割として重要と結んだ。

最後に地方議員の役割として、生存権生活保護の原点に立ち返った取り組みをしてほしいと結んだ。

講演1 いまなぜ「下流老人」なのか

～広がる高齢者の貧困と対策の必要性～

講師：藤田孝典氏 NPO法人ほっとプラス代表理事、聖学院大学客員准教授

講師はこれまでの活動を紹介しつつ、10代から80代までの年齢層の方々から年間500件の相談を受けたと話した。この経験からあえて衝撃度の高い「下流老人」という名称を使い見える化を図った。

高齢者の貧困率が18.0%で5人に1人は貧困、さらに単身高齢男性は38.3%、単身女性の52.3%が貧困で、高齢者の誰もが貧困に陥る可能性があるといえる。

下流老人とは、生活保護基準相当で暮らす高齢者及びその恐れがある高齢者で、全国に700万人いると類推され、今後も増加傾向にある。

下流老人の特徴は①収入が少ない②十分な貯えがない③頼れる人がいない、があげられるが①と②は貧乏、③が加わると貧困で、困窮度が高まる。

下流老人の問題の本質は「あらゆるセーフティネットを失った状態」で一度陥ると、自力では解決が困難になり、社会問題として対策を講じなければならない。

さらに年収400万円以下の若者は下流化のリスクが高く、若者の老後が危ない。

2014年時点(国税庁調査)で年間平均給与額は414万円で、将来の年金額は16万円弱で生活保護ライン、収入のほとんどが生活費に消え貯えることができない。

まして非正規雇用の割合が40%の若者は生涯未婚率が高く、単身高齢者予備軍といえる。

講演2 自治体に求められる子どもの貧困対策

講師：中塚久美子氏 朝日新聞生活文化部専門記者

8年前からシングルマザーについて取材をしてきた。

実態は父親からの養育費の未払い、学費(教育費)、進学費用(塾受講料)が出せない。

子どもの貧困をデータで見ると16.3%で、40人学級に6～7人、実数換算をすると328万人、ひとり親など大人ひとりの世帯は54.6%になる。

(1) 絶対的貧困と相対的貧困

絶対的貧困とは食べ物が無い状態で、1日1,9ドル未満しか支出ができない生活状態である。また相対的貧困を子どもに当てはめると孤立や無力感という形で経験する。機会や選択肢を剥奪されている。

(2) 学習費

2014年度、全国平均の学習費は公立小学校で年間32万円、公立中学校48万円、全日制高校41万円で可処分所得が平均122万円のひとり親世帯には負担割合が高い。

学習支援への取り組みは901自治体、埼玉県は中学3年生を対象にスタート、さいたま市は31ヶ所で取り組んでいる。

生活保護世帯で子どもが大学へ入学するには、世帯分離をして奨学金、アルバイトで賄わなければならない、親への支援をしている場合もある。

(3) 子どもの居場所確保

暴力、ネグレクトなど子どもへの虐待が問題で今、居場所づくりで対応している自治体、NPOが増加している。

子どもの貧困対策単独計画、子ども関連計画を策定、または予定している自治体数が増えているが、40%の都府県が未策定である。

特別報告 生活扶助基準引き下げ問題は今…

講師：西山 貞義氏

生活保護基準引き下げ違憲訴訟富山弁護士事務所事務局長、弁護士

(1) 生活保護は命綱

車上生活を続けてきたホームレスの方の事例を紹介し、人の生き死に「生存」に直接関わる事柄だということを念頭に置く。

(2) 「生活扶助基準引き下げ問題」とは

2013年、2014年、2015年の3段階に分けて最大10%に及ぶ引き下げで、引き下げ世帯数は96%で、生活保護法が制定以来、初めての広範かつ大幅な引き下げである。

富山市在住の2人の生活保護受給者の訴えを聞く。

(3) 生活扶助基準切り下げは生存権の侵害

① 憲法第25条1項の社会的弱者の生きる権利を奪うことになる。

② 厚生省のデフレによる引き下げの根拠は、まさに恣意的判断といえる。

(4) 生活扶助基準引き下げ違憲訴訟の現状

2014年佐賀県で初提訴以来現在まで全国27都道府県で900人以上が提訴をしている。

2日目 8月27日（土）

第3分科会に参加予定

テーマ 生活困窮者自立支援制度は機能しているか

(1) 生活困窮者自立支援制度のあらましと弁護士活用術

講師：小久保哲郎氏 弁護士、生活保護問題対策全国会議事務局長

先ず生活困窮者自立支援制度について生活保護制度見直しとの関わりと理念、全体像の話があった。主要な5事業と貧困の連鎖を断ち切るために子どもの学習支援について、高知市、相模原市の事例が紹介された。

この生活困窮者自立支援法の懸念点について言及した。

弁護士活用法として大阪弁護士会による生活困窮者自立支援法律相談事業の取り組みでかかわった経緯と特色、事例の紹介があった。

(2) ～包括的な伴走型支援の展開～

生活困窮者自立支援制度 活用のためのチェックポイント

講師：谷口伊三美氏 生活保護ケースワーカー養成講座代表講師

2014年から大阪市東淀川区での取り組みの経験から事業の紹介があった。

特に2014年1月から2015年3月までモデル事業に組み込み、生活保護制度との関係を中心にした内容だった。

相談事例から問題とチェックポイントの指摘があった。

さらに困窮者支援のネットワークでは、区役所庁内のネットワークの大切さ、法律家との連携、困窮者発見のためのネットワークとして町会、民生委員などの既存のネットと新たなネットワークづくりも重要である。

(3) 一緒に食べれば、温かい

講師：仲野浩司郎氏 羽曳野市職員、生活困窮者自立支援制度を担当、生活相談支援員

「一緒に食べれば、温かい」は羽曳野グループが苦しい家庭の子を支援しようと週1回の子ども食堂の掲載記事からとったものである。

羽曳野市は富士見市と人口規模がほぼ同じだが、高齢化率、保護率は高い。生活困窮者自立支援体制は住居確保給付金事業があり、すでに学習支援事業は中学1年から中学3年まで実施されている。

自立相談事業は直営で、庁内外のネットワークを確立し特に住民と専門職が連携する「ふれあいネット雅び」は市内14校区すべてにあり、社会資源開発のプラットフォーム化を図っている。

地域担当のコミュニティーケースワーカーの存在が大きい。

地域づくりの一環で今年度予算化された「夕刻を支える場」ちるさぼの活動をはじめ生活困窮者自立支援制度を有効に活用していくために全庁的な協力体制の確立が必要と締めくくった。

講義3 反貧困の財政と地方自治

～「救済」から「連帯」へ

講師：高端正幸氏 埼玉大学准教授、東京都税制調査会委員

設問で3択の「あなたならどう考える」から始まり、社会保障削減か充実か先にありきではなく、その結果であると話した。

「負担を分かち合い弱者を生まない社会」へ受益感と信頼を生む 「強い財政」へと変換するにはどうすべきか。

日本の政策基調は残余主義的現状である。自助、自立、自己責任性をのこし社会保障にはOECD各国比較から明らかになった。

戦後日本の「土建国家」財政の特徴と背景、さらに普遍主義の優位性について指摘。

(1) 残余主義と普遍主義について

貧困率、所得格差、リスク不安で見たパフォーマンスを図解した。

財政のあり方として残余主義は財政を破たんさせ、普遍主義は財政を健全化させる。なぜなら受益なき中間層以上の負担増は低所得層に対するねたみ、所得格差が市民の相互不信を生む。

残余主義の延長線上で弱者救済を強めるのではなく、弱者を生まないために皆を支える普遍主義への転換が必要である。

(2) 地方自治の重要性

- ① 地方財政の十分性、安定性がさらに重要性を増加させる
- ② 対人社会サービスの担い手としての重要性→受益性・信頼
 - ・協働による、地域特性に応じた地域社会の創出が必須
 - ・地方行政における縦割りの本格的解消が不可欠 「総合的行政主体」
 - ・住民自治「参加と熟議」の政策決定プロセスへの埋め込み

まとめ 行政だからできること

講師：尾藤廣喜氏 弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事

1. 2つの事件から 2014年千葉県銚子市、2015年埼玉県熊谷市
2. 貧困と格差が広がる中で「行政」がなすべきこと
3. 生活保護を取り巻く状況 2015年3月217万4335人、162万2459世帯から2016年5月現在214万8282人、163万3401世帯で生活保護受給者が微減している。
相次ぐ餓死、孤立死、子どもの貧困の深刻さ、高齢者世帯の保護利用者数に

しめる割合が増加、2016年5月 87万1568世帯、51.2%。

4. 生活保護生活扶助基準の引き下げ
5. 生活保護法の改正
6. 2015年、生活困窮者自立支援法の成立と施行
7. 2015年、住宅扶助、冬期加算の引き下げ
8. 奨学金収入認定問題の前進
9. 全国27地裁、約900人の原告による「生活扶助基準引き下げ」違憲訴訟
今、行政だからできること

生活保護の力を活用しよう、充実しよう、制度の理念に立ち返って運用、最低年金制度の確立、生活困窮者自立支援法の内容の充実と財源の確立を図っていく。

滋賀県の野洲市「くらし支え合い条例」などの動向に注視しよう。

5. 感想及びまとめ

昨年「下流老人」をはじめ多数の貧困についての出版があった。

藤田孝典市が話していた通り、高齢期の貧困化について見える化が進んだ気がした。

生活保護受給者に占める高齢者の割合が増加していること、特に単身高齢女性の貧困化率は52.3%と高く今後の国、地方自治体の政策に反映する必要がある。2015年の川崎市簡易宿泊所火災事件、東海道新幹線火災事件、軽井沢スキーバス事故事件、深谷市一家入水自殺など年金支給額の低さ、住宅問題、介護問題、老後の不安など現代の閉塞した社会問題が噴出してきている。

今回、自治体に求められる子どもの貧困対策に目が開かれた思いがした。

複雑なリスク因子と連鎖で母親が精神疾患の世帯が約30%で、それに伴う子どもへの影響を見ると貧困の連鎖をみても厳しい状況だ。

反貧困の財政と地方自治は、財政政策を普遍主義という理念論を立てて、社会の危機と財政の危機を同時克服するという内容を聞いた。

一般に市民の受益感が乏しい一方、納税だけさせられているという感覚はよく聞くところだ。

そして子育て環境の厳しさ、老後の不安についても年齢層によって分断させられている状況だが、社会的な連帯ができれば、人に頼ることもできる「人間関係の貧困」に陥らない社会が創出できる。

これを支えるのが普遍主義の財政ということだ。

現政府のアベノミクスの下で実現できるか分からないが、地方自治体、議員ができることは、地方自治法にある「市民の福祉の実現」の立場で努力していく必要がある。

* 行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は会派で保管